

成 監 第 232 号
令和8年3月25日

成田市長 小 泉 一 成 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 舘 和 彦
成田市監査委員 秋 山 忍

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 232 号
令和8年3月25日

成田市議会議長 荒 木 博 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 舘 和 彦
成田市監査委員 秋 山 忍

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 232 号
令和8年3月25日

成田市農業委員会
会長 諏訪 恵 昨 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 館 和 彦
成田市監査委員 秋 山 忍

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 232 号
令和8年3月25日

成田市教育委員会
教育長 日暮 美智子 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 舘 和 彦
成田市監査委員 秋 山 忍

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 232 号
令和8年3月25日

成田市選挙管理委員会
委員長 小 山 英 子 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 館 和 彦
成田市監査委員 秋 山 忍

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

令和7年度

定期監査報告書

成田市監査委員

令和7年度定期監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の基準

この監査は、成田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
(財務監査)

3 監査の対象部局

企画政策部、総務部、財政部、空港部、シティプロモーション部、
市民生活部、環境部、福祉部、こども未来部、健康推進部、経済部、
土木部、都市部、会計室、水道部、議会事務局、監査委員事務局、
農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育部、消防本部
(市立小・中・義務教育学校は別途実施)

4 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

5 監査の実施内容

令和7年9月末現在(議会事務局にあっては10月末現在、土木部及び都市部にあっては12月末現在)の財務等に関する事務の執行について、提出された監査資料及び提示された関係書類等を審査し、担当職員から口頭及び書面により説明を受けた。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 成田市監査委員事務局

(2) 日 程 令和7年10月23日から令和8年1月23日まで

第2 監査の結果

監査の結果、各部局の財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において、検討または改善を要する事項が見受けられたため、全庁に共通する意見等については「総括意見」として掲げ、各課等に対する意見等は個別に意見要望事項として記している。今後も適正な事務の執行に努めるとともに積極的な取り組みを検討されたい。

なお、軽微な事項については、口頭で改善・検討の要望を行ったため、記載は省略した。

令和7年度定期監査総括意見

1. 入札不調への効果的な予防策の検討について

近年、人件費や物価の上昇、人手不足等の影響から入札不調となるケースが見受けられる。入札不調による再入札等の手続きは、事業費の拡大や事業の遅延により市民生活へ影響を及ぼすおそれがあることから、適正な設計価格の設定や入札時期等の見直しなど、入札不調を防ぐための対策を検討されたい。

2. 契約方法の見直しについて

保守点検業務委託において、設置業者と随意契約していたが、契約内容を再度精査し競争入札に変更したところ、業務の品質を確保しながら他社との契約が可能となり、委託料の減額に繋がったケースが見受けられた。

随意契約は限られた場合に認められる契約方法であり、安定した業務の提供ができる一方で、価格の適正性や公平性が保たれないリスクがあることから、前例にとらわれず契約内容の精査を行い、競争入札が可能な案件については契約方法を見直すなどし、コストの削減に繋がるよう努められたい。

3. 予算編成について

予算の流用・異動については、これまでの決算審査や定期監査において、適正な予算編成について意見をしてきたところであるが、今回の定期監査においても予算の計上漏れや事業費の変更等を理由とする流用・異動が多く見受けられた。

予算要求時には予測できないものもあることは理解できるが、流用・異動による事業費の支出が多いことで予算編成の意義が失われてしまう恐れがあることから、予算要求の際には事業の精査を十分に行い、適正な予算編成に努められたい。

令和7年度定期監査における意見・要望事項

企画政策部 人事課

○職員確保に向けた取り組みについて

近年、人手不足が深刻化し、地方自治体でも職員確保が課題となっており、本市においても同様の状況であると思料する。今回の監査においても、年度途中での退職や病気等での長期休暇により職員が不足している状況が見受けられた。

採用試験の見直しを行い、独自の採用試験を実施するなど、職員確保に向け尽力していることと思料するが、今後さらに深刻な問題となっていくことが考えられることから、引き続き、職員不足への対応策と職員の確保に向けた取り組みについて検討されたい。

教育部 生涯学習課

○学校支援地域本部事業について

学校支援地域本部事業では、学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで学校の教育活動を支援する仕組みをつくるため、地域と学校のつなぎ役となる地域コーディネーターを、小中学校及び義務教育学校29校中21校に配置しているとのことであった。

地域住民等の参画により学校の教育活動を支援する仕組みをつくるという事業目的からも、学校と地域をつなぐ窓口となる地域コーディネーターは必要であることから、学校間で格差が生ずることのないよう配置について検討されたい。

水道部 業務課

○簡易水道事業における水道料金の適正化について

簡易水道事業における水道料金について、下総地区と大栄地区では基本料金及び従量料金の設定が異なり、合併前の料金体系を踏襲したものとなっている。事業区域の実情を鑑みると、採算性を求めることが難しいことは理解できるが、昨年4月に水道事業については水道料金の改定をしていることや、一般会計から多額の財政支援を受けていることから、受益者負担の原則を踏まえ、料金水準の均衡や適正化について検討されたい。